

[事案 26-131] 年金受取方法遡及変更請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取方法が「一括受取」ではなく「年金受取」として手続きされてしまったことを理由に、年金支払開始日に遡及して「一括受取」へ変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年9月に銀行を代理店として契約した、積立利率変動型個人年金保険について、以下の理由等により、年金支払開始日に遡及して受取方法を「一括受取」に変更してほしい。

- (1) 契約時、銀行員（募集人）から「6年間預ければ満期金額になる。」と言われた。
- (2) 年金請求書の説明内容が難解で、十分に理解できないまま手続きした。
- (3) 年金請求書に本来同封されている書類（受取金の試算、記入例など）がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、年金受取方法の案内に不備はなく、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金支払開始日の約3か月前に申立人へ送付した「年金支払開始手続のご案内」等では、年金支払開始日の前営業日が一括受取の請求締切日であり、締切後は変更できないことが明記されている。
- (2) 申立人から「年金請求書」到着後、「手続完了のご案内」を送付したが、受取方法は「年金受取」として手続きされていること等が明記されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、受取方法を「年金受取」と指定した年金請求（意思表示）に要素の錯誤（民法 95 条）があったことを理由に、その無効を求めるものと判断する。

2. 本件における年金受取方法

- (1) 約款では、年金種類は、契約時に契約者の申出により、①保証期間付終身年金、②確定年金、③保証期間付夫婦年金の中のいずれかと定めることとされている。申立人は、契約時に、「一時金付終身年金」を選択しているが、これは主契約に一時金付終身年金特約を付加したものである。
- (2) 他方、「保険契約者は、年金支払開始日前に限り、年金の種類、保証期間または年金支払期間を変更することができる」とも規定されており、そのため保険会社は、年金支払開始日の約 3 か月前に、申立人に年金請求書を送付している。
- (3) 年金請求書には、受取方法として①年金受取と②一括受取が記載され、契約者が選択できる形式であるが、申立人は「年金受取」にチェックをして保険会社に提出した。そのため、以下 3. (1) 記載の「年金種類を確定年金に変更」する規定も適用されず、契約時の「一時金付終身年金」は変更されなかった。

3. 錯誤の有無

受取方法を「年金受取」と指定した年金請求（意思表示）に要素の錯誤（民法 95 条）があったかどうか検討する。

- (1) 申立人は、年金請求書の「一括受取について」という説明、すなわち「一括受取は、年金種類を確定年金として未払年金の現価に相当する金額を一時支払によりお受け取りいただき、契約が消滅する取扱となります。確定年金以外の年金種類を指定されている場合は、年金種類を確定年金に変更し一時支払を行います。」という説明が理解できなかつたと供述する。
- (2) 確かに説明内容は複雑であるが、記載された受取方法は「年金受取」と「一括受取」の 2 種類しかなく、どちらかにチェックをして選択するだけである。「年金受取」と「一括受取」の意味の違いは、「一括受取について」の説明内容が理解できなかつたとしても、通常人であれば容易に理解できるものであり、「一括受取」を希望していたのに、上記説明内容が理解できなかつたので「年金受取」を選択してしまったとの供述は合理性に欠ける。また、申立人は、理解できなかつたという上記説明内容につき保険会社に問い合わせもしていない。
- (3) したがって、申立人において、錯誤が存在していたとは認められない。

4. その他の主張

- (1) 契約時、募集人から、6 年間預ければ満期金額を受け取れ、一時払保険料額は減ることもないと言われたと主張するが、申立人が年金請求書で受取方法を「一括受取」と指定していれば、一時払保険料以上の額を一括して受け取ることができたため、申立人の主張は認められない。
- (2) また、年金請求書の到着時、「年金請求手続について」が同封されていただけで、受取金額の試算（年金受取の場合の年金額と、一括受取の場合の受取額が記載されている。）は同封されていなかった、「年金支払開始手続のご案内」と受取金額の試算は後から送られてきた、と供述するが、これらはワンセットで送付される書類であり、本件でも一緒に送付されてきたものと強く推認される。